

6月定例会付託議案審査

議第77号「和解をし、損害賠償の額を定めることについて」

【要旨】平成28年9月18日、市道深町21号線において発生した車両物損事故に関する損害賠償について、相手方と和解をし、その損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるもの。

【主な質疑の内容】

問 市の賠償責任については。

答 このたびの事故においては、異常気象も認められず、立ち枯れの自然木の管理責任を山林所有者へ問うことは困難であると考えている。また、道路上へ沿道の立ち枯れの自然木が倒木し、走行中の車両が損傷した場合は、不可抗力ではなく、倒木の予測は可能とし、道路の管理に瑕疵があるとする、過去の類似の判例を参考に、道路管理者である市の過失割合を100%とするものである。

問 市道の管理については。

答 現在、道路巡視を週に1回実施し、1年で全路線を3回程度巡視している。今後は、巡視の回数をふやし、これまでの路面状況の確認に加え、沿道の樹木の状況についても目視により点検し、記録するなど、さらに巡視を強化していきたい。

同第11号「三原市農業委員会の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする事の同意について」

【要旨】農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び同法施行規則第2条第1項の規定に定められているとおり、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回っている状況を鑑み、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の議会の同意を得たいとするもの。

問 農業委員の選出については。

答 農業委員の選出に当たっては、認定農業者等

のみで農業委員の定数の過半数を占めることが原則であるが、それが困難な場合に、認定農業者の数が一定の要件を満たしている場合、議会の同意を得られれば、認定農業者等に準ずる者も含めて、過半数以上とする事ができる。それも困難であれば、さらに占める割合を4分の1以上とできる例外が段階的に規定されている。このたびの農業委員の選出においては、認定農業者の数が一定の要件を満たしており、認定農業者等に準ずる者も含めて、農業委員の定数の過半数以上となるため、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の議会の同意が必要となる。

【採決】

この他1件の市道路線の認定について審査し、全員一致、提案理由を了とし、議第76条及び議第77条については原案どおり可決すべきものとし、同第11号については、同意すべきものと決した。

平成28年度政務活動費の執行報告

政務活動費は、地方自治法と条例に基づき、市議会議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、議会の会派に交付されているものです。

平成28年度、各会派に交付された政務活動費の執行状況は、次のとおりです。

(単位：円)

項目	創志会 4人		公明党 3人		市民連合 5人		志成会 4人		新風会 7人		新生会 2人		是々非々の会 1人		日本共産党 1人		合計
	平本伊藤陶加村	英司勝也範昭博志	萩兒玉小西	由美子敬三眞人	亀山高木中村分野	弘道武子仲夫芳雄達見	正田谷杉岡本梅本	洋一義隆純祥秀明	岡徳重政平七川力田仁ノ岡	富雄政時智春昭義明忠七	松浦荒井	良一静彦	安藤志保	寺田元子			
政務活動費交付額①	1,200,000		900,000		1,500,000		1,200,000		1,875,000		825,000		300,000		300,000		8,100,000
資料作成費	0		0		0		0		0		0		0		160,580		160,580
資料購入費	139,146		101,476		0		34,560		79,050		29,357		0		123,798		507,387
研修会議費	70,400		3,000		50,000		0		0		35,000		56,200		0		214,600
活動旅費	596,803		343,000		928,500		856,840		983,530		523,576		0		0		4,232,249
事務費	34,970		0		864		756		150,333		120,544		0		11,346		318,813
支出合計②	841,319		447,476		979,364		892,156		1,212,913		708,477		56,200		295,724		5,433,629
返還額(①-②)	358,681		452,524		520,636		307,844		662,087		116,523		243,800		4,276		2,666,371
執行率(%)	70.11		49.72		65.29		74.35		64.69		85.88		18.73		98.57		67.08

※1人当たり、月額25,000円を会派に交付しています。

※会派の構成メンバーは収支報告書提出時のもの。

※12月14日付けで新生会から新風会へ1名異動しています。

〔支出項目の説明〕

資料作成費：会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費  
資料購入費：会派が行う活動に必要な図書、資料などの購入に要する経費

研修会議費：研修会の講師謝礼。会議のための費用。研修会の参加負担金  
活動旅費：調査研究及び要請・陳情活動のための旅費  
事務費：備品購入費、通信費、文具費、消耗品費など